

国民年金保険料の免除制度

国民年金の第1号被保険者(自営業者・フリーターなど)で、保険料を納めることが困難な方には、申請によって保険料が免除される制度があります。

免除の承認期間は、7月から翌年6月までとなりますが、平成18年7月中の申請に限り、平成17年4月分から18年6月分も申請することができます。

免除になるかどうかは、本人・配偶者・世帯主の前年の所得がそれぞれ定められた基準以下であることが条件となります。

また、30歳未満の方であれば、本人の所得のみ(ただし配偶者がいる場合は、配偶者の所得も審査)で審査される若年者納付猶予制度があります。

なお、前年の所得のほかに天災や失業、事業の廃止の場合にも審査の対象となります。その際は、公的機関で発行する証明書等を添えて、申請してください。

☎ 住民課国民年金係 ⑨2117

年金相談

大宮社会保険事務所職員による出張年金相談を行います。また、平成18年度の保険料と、過去2年以内の未納保険料および過去10年以内の追納保険料(保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた方が対象)などが納められる集合徴収も行います。

ご相談の際には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・納付書・社会保険事務所から送られたはがき等を持参してください。その他年金について疑問等がありましたらお気軽にご相談ください。

日 時：7月26日(水)

13時～16時

場 所：役場3階第3会議室

☎ 住民課国民年金係 ⑨2117

平成18年度分 国民健康保険税の納税通知書を送付します

平成18年度分の国保税納税通知書は、7月中旬までに世帯主名あてに郵送します。

納期は7月から翌年2月までの8回納期です。納付には便利な口座振替をおすすめします。口座振替申込書は納税通知書に綴られています。

なお、地方税法が改正されたことにより、公的年金等控除の見直しが行われました。改正点は、次のとおりです。

平成17年1月1日において65歳に達した方で、平成17年度分の個人住民税を算定する際、公的年金等控除の適用があった方には、平成18年度の国保税所得割額の算定基礎となる公的年金等所得から、13万円が控除となります。

国保税は医療費の支払に使われています

納付いただいた国保税は、加入者が保険医療機関に支払いをした3割(年齢要件等により、2割または1割)の医療費を除く、残り7割分の医療費の支払に使われています。

国保事業は、加入者相互の助け合いによって成り立つ保険制度ですから、国保税を納めない人がいると、加入者間の税負担の公平性を欠くばかりでなく、国保事業の運営自体が困難になります。

国保税は、納付期限までに納付をお願いします。

なお、特別な事情で納付が困難な場合は、納税相談をご利用ください。

☎ 住民課国民健康保険係 ⑨2115

国保税の納期

期 別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	12月25日	1月31日	2月28日

国民健康保険税の計算方法

医療保険分		
区 分	計 算 方 法	税 率
所得割額	前年の所得金額 基礎控除(33万円)	8.30%
資産割額	本年度の固定資産税額(土地・家屋分)	31.00%
均等割額	国保加入者1人につき	16,800円
平等割額	加入者人数に関係なく1世帯につき	18,000円
		課税限度額 530,000円

介護保険分(40歳以上65歳未満の国保加入者)		
区 分	計 算 方 法	税 率
所得割額	前年の所得金額 基礎控除(33万円)	0.85%
均等割額	40歳以上65歳未満の国保加入者1人につき	7,800円
		課税限度額 70,000円

昭和9年1月2日から昭和10年12月31日までに生まれた方で、老人医療費受給者証を交付されていた方のうち、平成17年12月31日までに、埼玉県外の医療機関や受給者証を忘れて受診した際の費用について、まだ申請していない方は領収書・明細のわかるもの(と印鑑、預金通帳をお持ちのうえ、平成18年12月25日までに福祉課医療係へ申請をお願いします)。

詳しくは、福祉課医療係 ⑨2128 へお問い合わせください。

18年12月31日に終了します

国保高齢受給者証をお持ちの方へ (昭和7年10月1日以後生まれの方)

国保に加入している昭和7年10月1日以後に生まれた方の「国保高齢受給者証(白色)」は7月31日が有効期限です。

新しい国保高齢受給者証は、7月下旬までに郵送しますので、現在お持ちの受給者証は期限後の8月1日以降に持参または郵送により返却をお願いします。

医療機関では、国保の保険証と高齢受給者証を提示してください。

☎ 住民課国民健康保険係 ⑨2115

18年度から 介護保険料が 変わります

町では、高齢者が地域の方々と支えあいながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、第三期介護保険事業計画(平成18～20年度)を策定しました。

この計画を踏まえて、介護保険料についても見直しを行いました。段階による年額は下の表のとおりです。

特別徴収(年金からの天引き)対象の方

7月に特別徴収開始通知書を送付しますのでご確認ください。保険料は、年金の支給月に2か月分を天引きします。

昨年度、特別徴収されてい

昭和7年9月30日以前に生まれた方の老人保健受給者証の更新

昭和7年9月30日以前に生まれた方には老人保健受給者証(白色三つ折り)を交付してありますが、保険医療機関での本人の負担区分(1割または2割)は、前年の所得を基準に、毎年定期的に見直しをすることになっています。

受給者証の表紙に記入してある負担区分が変更になる方には、7月中に受給者証を送付します。

旧受給者証は、後日、持参または郵送により返却をお願いします。

受給者証が送付されなかった方は? 保険医療機関での本人の負担区分の変更はありませんので、引き続き、現在お持ちの受給者証をお使いください。

有効期限はありません。

加入している健康保険が変わった方は、福祉課に届出をお願いします。

医療機関では、健康保険証と老人保健受給者証を提示してください。

☎ 福祉課医療係 2128

保険料額

段階	対象となる方	年額
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者であって、世帯全員が市町村民税非課税の方	22,300
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	22,300
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	33,400
第4段階	世帯員は市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方	44,600
第5段階	本人市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	55,700
第6段階	本人市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	66,900

(単位:円)
地方税法の改正に伴い保険料段階が上昇する方へは、介護保険料を段階的に引き上げる措置を講じるため、上記と異なる場合があります。

た方(18年4月～6月までに転入をされた65歳以上の方を除く)は、今年度4月・6月・8月は、仮徴収として年

金から天引きされます。

介護保険料の特別徴収は、年金保険者(社会保険庁など)からの通知に基づいて行われています。

普通徴収対象の方

昨年度、納入通知書により保険料を納めた方

今年度4月から6月までに満65歳になられた方

今年度4月から6月までに転入をされた65歳以上の方

のいずれかの方に

は、7月に納入通知書を送付します。納期は7月から2月までの各月(8回)です。また、今年度から特別徴収の対象となる方については、9月分までは納入通知書で納めていただき、10月以降は年金からの天引きとなります。

上記以外の方

18年7月以降に満65歳になられる方には、満65歳到達

月またはその翌月に納入通知書を送付します。

18年7月以降に転入された65歳以上の方には、転入月またはその翌月に納入通知書を送付します。

18年5月以降に資格を喪失した方

介護保険料は月割りで算定されますので、転出・死亡などで資格喪失した月の前月分までの保険料が賦課されます。

特別徴収対象の方

4月・6月の仮徴収額と月割りの確定額で7月以降に精算します。不足額が生じた場合は、普通徴収の納入通知書で納めていただきます。

普通徴収対象の方

転出先やご遺族あてに、納入通知書を送付します。

☎ 福祉課介護保険管理係 2124

介護保険サービス利用者の負担軽減について

訪問介護の利用料の軽減と訪問入浴、通所介護、通所リハビリ、短期入所生活介護、短期入所療養介護の利用料の軽減が7月1日から統合されます。

生活保護受給者を除く住民税非課税世帯に属する方が、これらのサービスを利用した際には、所得等の段階に応じて10%の利用料を5%または6%に軽減します。

・負担限度額認定について

介護保険施設やショートステイにおける居住費や食費の額は、利用者と施設(事業者)との契約によることとなりますが、所得の低い方には負担限度額を設け、自己負担額を軽減することができます。対象となる方は、住民税非課税世帯に属する方などです。6月26日までに申請をした方へは、7月中に認定証を送付します。

いずれも軽減を受けるには申請が必要となります。詳しくは、福祉課または居宅介護支援事業者におたずねください。

☎ 福祉課介護保険管理係 2124

口座振替のおしらせ

口座振替は、納期ごとに保険料を納めに行く手間を省き、納め忘れもありません。また、一度申し込めば翌年度も継続されますので、毎年の手続きは必要ありません。ぜひとも安全で便利、確実な口座振替をご利用ください。(普通徴収納入通知書に添付されている口座振替依頼書で申し込みできます。)

口座振替の開始は、申し込みの翌月末以降からとなります。

町税等を口座振替している方も、介護保険料の口座振替を改めて申し込む必要があります。

郵便局をご利用の方は、郵便局指定の用紙でお申し込みください。

☎ 福祉課介護保険管理係 2124